

# 大分県口蹄疫防疫対策実施要領

平成 22 年 5 月 20 日策 定	衛飼第 336 号
平成 22 年 7 月 14 日一部改正	衛飼第 681 号
平成 23 年 1 月 31 日一部改正	衛飼第 1857 号
平成 24 年 3 月 14 日一部改正	衛飼第 2299 号
平成 26 年 3 月 26 日一部改正	畜振第 2951 号
平成 28 年 2 月 3 日一部改正	畜振第 2844 号
平成 28 年 6 月 1 日一部改正	畜振第 490 号

## 前 文

- 1 口蹄疫は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 口蹄疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、国民への畜産物の安定供給を脅かし、地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人、物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。
- 4 このため、県民、海外旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養者（当該家畜を管理する飼養者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

本要領は、口蹄疫の発生時における、県及び関係機関等の迅速な対応と防疫措置の適切な実施を目的とする。

## 第1 基本方針

- 1 口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。
- 2 家畜の飼養者において何よりも重要なのは、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫が疑われる症状を呈している家畜が発見された場合に直ちに家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）に届け出ることを日常化し、確実に実行することである。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜の飼養者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

  - (1) 県は、家畜の飼養者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
  - (2) 市町村及び関係団体は、県の行う家畜の飼養者への指導や発生時に備えた準備に協力する。
- 3 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第4の2の患畜又は疑似患畜が確認された農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。

行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

  - (1) 県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
  - (2) 市町村及び関係団体は、県が行う具体的な防疫措置に協力する。
  - (3) 県内で本病の発生等が確認された場合、又は本県に移動制限区域又は搬出制限区域が生じた場合等において、知事を本部長とする「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」（以下「県総合対策本部」という。）を設置する。
- 4 本病の防疫措置は、家畜伝染病予防法、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日農林水産省大臣公表。以下「指針」という。）及び本要領に基づき実施する。

## 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

### 1 県の取組

- (1) 農林水産省より提供を受けた海外における発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の飼養者、関係団体等に周知する。
- (2) 家畜の飼養者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の飼養者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上の家畜の飼養者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
  - ① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）
  - ② 研修会の開催また、特に大規模飼養者（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の飼養者をいう。）については、法第52条の規定に基づく担当獣医師から県への飼養衛生管理の状況の定期的な報告などにより、十分な指導を行う。
- (3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の飼養者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。
- (4) 口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。また、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。
- (5) 発生時に移動制限区域内の農場が直ちに把握できるよう、農場ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (6) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
- (7) 家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップするとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップをする。

また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

- (8) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの者との間で連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (9) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。
- また、家畜市場やと畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。
- (10) 発生時には、発生地域の家畜の飼養者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることになることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。
- (11) 近年、畜産経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場における飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、口蹄疫の発生予防及び早期発見のため、日頃から家保と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (12) 家畜の飼養者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。
- ① 当該家畜の飼養者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
  - ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、県知事は、法第 21 条第 7 項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
  - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について、焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。
  - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (13) 防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

### 第3 異常家畜の発見及び検査の実施

#### 1 家畜の飼養者等から届出を受けたときの対応

畜産振興課は、家畜の飼養者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

#### 2 家保による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防護服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。また、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

(2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を当該家保及び畜産振興課に電子メールで送付する。

(3) 畜産振興課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化や火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

(4) 県は、動物衛生課の指示に従い、3の③による検体の提出、又は5による経過観察を行う。

### 3 検体の送付

(1) 2の(2)の報告等により、2の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、畜産振興課は、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材するよう家保に指示し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点（以下「動物衛生研究部門」という。）に搬入する。

- ① 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- ② 1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- ③ 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

### 4 農場における措置

(1) 県は、3により検体を動物衛生研究部門に送付した場合には、2の農場の家畜の飼養者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 法第32条第1項の規程に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
  - ア 生きた家畜
  - イ 生乳
  - ウ 採取された精液及び受精卵
  - エ 家畜の死体
  - オ 家畜の排せつ物等
  - カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣服及び飼養器具を消毒する。

(2) 畜産振興課は、3により動物衛生研究部門に検体の搬入を行った場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間における次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家畜の移出入
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
  - ア 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
  - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

### 5 動物衛生検査部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査（ウイルス分離検査、RT-PCR等の遺伝子検査等）及

び血清抗体検査)により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

## 6 陽性判定時に備えた準備

畜産振興課は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、九州・沖縄・山口の8県及び関係機関への連絡

## 7 経過観察

家畜防疫員は、特定症状を呈している家畜が存在する場合であって、動物衛生課が検体を動物衛生研究部門に搬入する必要がないと判断した場合又は5により動物衛生研究部門が行う検査で陰性が確認された場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 当該農場について、特定症状の確認から最長2週間、次の措置を講ずる。

なお、病変の状態、同居畜の飼養状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができるものとする。

  - ① 飼養衛生管理基準の規定に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導すること（必要に応じて、4の(1)の①に準じた移動制限措置を講ずること）
  - ② 4の(1)の②及び③の措置を講ずること
  - ③ 家畜の飼養者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該患畜と同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内)の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認すること。
- (2) (1)の③により、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は当該家畜と同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内)の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに1に準じた対応をとる。
- (3) 一般病性鑑定のための検体は、原則として(1)の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、実施する。

なお、その際には、病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

## 8 その他

2から7までの措置は、家畜の飼養者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査

等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。

## 第4 病性の判定

農林水産省が、次の1及び2により、病性等の判定を行う。

### 1 病性の判定方法

農林水産省が、次の(1)及び(2)により、病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第3の5により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果又は第3の7の経過観察の結果に基づき、食料・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第8の1の(1)の①の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第11の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2) (1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

### 2 患畜及び疑似患畜

農林水産省が、1の病性の判定の結果等に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産振興課に通知される。

#### (1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

#### (2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合は、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）
- ② 第8の1の(1)の①の移動制限区域内の農場又は第11の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されてい

る家畜

- ④ 第 11 の 1 の (1) の疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って 7 日目の日以降に患畜又は疑似患畜 (②に掲げる家畜に限る。) と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑤ 第 11 の 1 の (1) の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 7 日目の日以降に患畜又は疑似患畜 (②に掲げる家畜に限る。) から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ⑥ 第 11 の 1 の (1) の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 7 日目の日より前に患畜又は疑似患畜 (②に掲げる家畜に限る。) と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

## 第5 病性等判定時の措置

### 1 関係者への連絡

- (1) 畜産振興課は、第4の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
  - ① 当該家畜の飼養者
  - ② 当該市町村
  - ③ 県獣医師会、生産者団体、その他関係団体
  - ④ 県警、自衛隊その他関係機関
  - ⑤ 九州・沖縄・山口の8県
- (2) (1)の場合、県は、当該農場から半径10キロメートル以内の農場その他県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われているものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 畜産振興課は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の飼養者及び第3の6の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の飼養者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

### 2 対策本部の開催

- (1) 農林水産企画課は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、知事を本部長とし関係部局で構成する大分県特定家畜伝染病総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
- (2) 畜産振興課は、農林水産部長を部長とする大分県特定家畜伝染病防疫対策部（以下「県防疫対策部」という。）を設置する。
- (3) 県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を別に定める。
- (4) 県防疫対策部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (5) 県防疫対策部は、防疫資材及び機材に不足が生じる場合、農林水産省へ譲与又は貸付申請を行う。
- (6) 県防疫対策部は、発生地を管轄する振興局及び制限区域にかかる振興局へ、大分県

特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を指示する。

### 3 報道機関への公表等

- (1) 第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び県総合対策本部は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、県防疫対策部と農林水産省で協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、県総合対策本部と動物衛生課が同時に行う。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、県防疫対策部と動物衛生課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について協力を求める。
  - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
  - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

### 4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 県防疫対策部は、第3の6で講じた措置をもとに、関係機関及び関係団体と連携し、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 県防疫対策部は、本県のみでは発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

## 第6 発生農場等における防疫措置

### 1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の飼養者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。
- (4) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。
- (5) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
  - ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
  - ② 家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (6) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や炭酸ガスによると殺など効率的な方法で行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の飼養者、防疫措置従事者等の心情にも十分配慮する。
- (7) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、県防疫対策部と動物衛生課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。

また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
- (8) 県は、国と連携して、感染経路の究明のため、と殺時に発症している家畜の場所や頭数を記録するとともに、当該家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 県防疫対策部は、積極的に民間獣医師及び畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

### 2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
  - ① 当該死体を十分に消毒する。
  - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が

漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - ⑥ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
  - ⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ⑧ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（2）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（2）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（1）の場所に行う。
- (4) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
  - ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

### 3 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理又は消毒を行う。
- ① 生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
  - ② 排せつ物
  - ③ 敷料
  - ④ 飼料
  - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (2) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。
- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ③ 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

#### 4 畜舎等の消毒（法第 25 条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0 以下）又はアルカリ（pH9.0 以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰等を用いて行う。

#### 5 家畜の評価

- (1) 家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものであり、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 家畜の飼養者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあつては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型、骨格が分かるように写真を撮影する。
- (4) 農林水産省は、県において家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払が行われる。

## 第7 通行の制限（法第15条）

- 1 現地対策本部又は市町村は、口蹄疫の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 5 条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

### 1 制限区域の設定

#### (1) 移動制限区域

① 県防疫対策部は、第4の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）、5の（3）及び5の（4）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第4の2の判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② 県防疫対策部は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第3の4の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、本県全体又は本県を含めた関係県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

#### (2) 搬出制限区域

県防疫対策部は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の②の場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

#### (3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

県防疫対策部は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

#### (4) 制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家畜の飼養者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

#### (5) 家畜の飼養者への連絡

県防疫対策部は、制限区域の設定を行った場合には、現地対策本部を通じ、速やかに、当該区域内の家畜の飼養者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。また、当該区域内の家畜の飼養者に対し、毎日の健康観察を徹底するように指導するとともに、鹿、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。

## 2 制限区域の変更

### (1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

### (2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 5 キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から 10 キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

## 3 制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条の規定に基づくと殺、法第 21 条の規定に基づく死体の処理、法第 23 条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条の規定に基づく畜舎等の消毒（1 回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後に実施する第 11 の 2 の（2）の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

(2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過していること。

## 4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 生きた家畜

(2) 発生農場及び発生農場から半径 1 キロメートル以内の区域にある農場（第 11 の 2 の（1）の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4) 家畜の死体

(5) 排せつ物等

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

## 5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
  - ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
  - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
  - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
  - カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ケ 移動経過を記録し、保管する。
- ③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。
  - ア 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### (4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5 キロメートル以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

## 第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

### 1 移動制限区域内の制限

県防疫対策部は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) と畜場（食肉加工場を除く。）
- (2) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (3) 放牧

### 2 搬出制限区域内の制限

県防疫対策部は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

- (1) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (2) 放牧

### 3 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径 5 キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

## 第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

### 1 消毒ポイントの設置

県防疫対策部は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

### 2 消毒ポイントの設置場所

具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

- (1) 道路網の状況
- (2) 一般車両の通行量
- (3) 畜産関係車両の通行量
- (4) 山、川等による地域の区分

### 3 消毒ポイントでの消毒の実施

消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

## 第11 ウイルスの浸潤状況の確認

### 1 疫学調査

#### (1) 疫学調査の実施方法

県防疫対策部は、第3の4の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

#### (2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（第4の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜（第4の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ④ 第4の2の(2)の④から⑥に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家畜について、疫学関連家畜とする。

#### (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規程に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
- ③ 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 排せつ物等

## ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

## 2 移動制限区域内の周辺農場の検査

### (1) 発生状況確認検査

県防疫対策部は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

#### ① 電話調査

県防疫対策部は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の飼養者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

#### ② 立入検査

ア 県防疫対策部は、動物衛生課と協議の上、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養者（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の飼養者をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ 県防疫対策部は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

### (2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体（血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

## 3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により県から検体の送付があった場

合には血清抗体検査を行い、2の(1)により県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

#### 4 1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果に基づき、第4の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第4の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

#### 5 検査員の遵守事項

1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- ② 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防護服を着用して畜舎に入ること。
- ③ 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ④ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ⑤ 立ち入った農場の家畜について1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

## 第12 予防的殺処分（法第17条の2）

### 1 予防的殺処分の実施の判断

- (1) 予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として実施する。
- (2) 予防的殺処分は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、農林水産省により予防的殺処分の実施が決定される。
  - ① 届出の遅さ（病変の状態、発症畜数等）
  - ② 感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数、豚への感染の有無）
  - ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、川等の有無等の地理的状況）
  - ④ 埋却を含めた防疫措置の進捗状況
- (3) 予防的殺処分の実施が決定される場合には、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定される。

### 2 予防的殺処分の実施手順等

- (1) 予防的殺処分の実施が決定された場合には、農林水産省により、次の事項について定めた緊急防疫指針が策定され、公表される。
  - ① 実施時期
  - ② 実施地域
  - ③ 対象家畜
  - ④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）
  - ⑤ その他必要な事項
- (2) 県防疫対策部は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を農林水産省から譲与又は貸付を受ける。
- (3) ワクチン接種については、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
- (4) 予防的殺処分は、第6の1に規定すると殺に準じて行う。また、第6の5に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

## 第13 ワクチン

- 1 現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。  
このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。
- 2 動物衛生課は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について判定する。
- 3 備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第12に定めるところにより使用する。
- 4 農林水産省は、ワクチンについて、諸外国での使用事例等の国際的な情勢も踏まえ、更に研究、検討を進める。

## 第14 家畜の再導入

### 1 導入前の検査

家保は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導徹底する。

### 2 導入後の検査

家保は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

## 第15 発生の原因究明

- 1 第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び県は、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の海外渡航履歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームから必要な助言及び指導を受ける。

## 第16 その他

- 1 種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図ることとする。
- 2 本要領に基づく防疫措置の実施に当たっては、農林水産省が指針とは別に定めた留意事項に十分留意し行うこととする。
- 3 畜産振興課は、農林水産省により指針が見直された場合、本要領を速やかに改正する。
- 4 県は、終息後も、家畜の飼養者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。